

# 入会林野等整備の現状

令和5年3月

林野庁 林政部 経営課

## 入会林野等整備の現状

### 1 入会林野等と入会林野近代化法等

#### ○ 入会林野と旧慣使用林野の整備

入会林野等とは入会林野及び旧慣使用林野のことをいい、地域の慣習によって薪炭材、かや、草等を採取するために共同利用されていた山林原野であり、「入会」「村山」「割山」等と呼ばれていた。戦後、農業生産技術・生活様式の変化により、従来の利用目的が失われた。

このため、林野庁長官の諮問機関である部落有林野対策協議会の答申（昭和36年）及び林業基本法（昭和39年）を踏まえて、権利関係の近代化のための措置を骨子とする「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（「入会林野近代化法」という。）が昭和41年に制定された。

（参考）

#### 旧 林業基本法

##### 第12条（林業経営の健全な発展）

国は、林業経営を近代化してその健全な発展を図るため、経営形態の整備、合理的な経営方法の導入、資本整備の増大等必要な施策を講ずるとともに、小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として、林地の取得の円滑化、分収造林の促進、国有林野についての分収造林契約の締結の推進、入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

##### 第13条（協業の促進）

国は、林業生産の合理化を図って林業経営の発展に資するため、生産行程についての協業を促進する方策として、森林組合等による森林の施業又は経営の共同事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

#### ○入会林野

昔から集落の「きまり」や「おきて」などの慣習に従って、薪炭材、かや、草等を採取するために使われていた山林原野であり、その山林原野から使用収益する権利を入会権という。

- ・**民法第263条**（共有の性質を有する入会権）

共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

- ・**民法第294条**（共有の性質を有しない入会権）

共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

#### ○旧慣使用林野

市町村や財産区の所有する山林原野のうち、その市町村の住民の一部だけで旧来の慣習によって使用することが認められている山林原野で、その山林原野から使用収益する権利を旧慣使用権という。

- ・**地方自治法第238条の6第1号**（旧慣による公有財産の使用）

旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

（参考）

- ・共有の性質を有する入会権（共有的入会権）とは、その権利の目的となっている林野地盤の所有権が、その権利を有する入会集団にある場合の入会権をいう。

- ・共有の性質を有しない入会権（地役的入会権）とは、その権利の目的となっている林野地盤の所有権が、その権利を有する入会集団以外の者にある場合の入会権をいう。

## ○ 入会林野の近代化（整備）

入会林野近代化法制定以前に行われていた入会林野等に関する施策は、主として森林資源の培養と市町村の基本財産の確立を目的としたものであった。

これに対し、入会林野近代化法は、入会林野等の農林業上の利用を増進するため、入会権者等に対し、入会権等に代えて所有権、地上権等の安定した権利を取得させ、もって農林業経営の健全な発展に資することを目的としている。

すなわち、入会林野の近代化とは、権利関係を近代法上も実質上も個人の権利として明確化し、その上で農林業経営の合理化を図ることにある。

## ○ 入会林野近代化法の制定の経緯

### 【入会林野、旧慣使用林野】

地域の慣習により、共同利用されてきた山林原野

↓  
薪炭材、かやの採取、採草、放牧等

戦後、山村における農業生産技術及び生活様式の変化

- ・燃料 (薪炭材 → 石油系燃料)
- ・屋根葺材料 (かや → 瓦、スレート)
- ・農耕手段 (牛馬 → 農業用機械)
- ・農業用肥料 (草 → 化学肥料)
- ・農業用飼料 (草 → 配合飼料)
- ・農山村からの人口流出

↓  
利用目的が失われ、大部分は粗放状態になる

〔国土の有効利用に対する要請〕

〔農林業経営の活用に対する地域からの強い要請〕

↓  
新たな土地利用への転換が必要

しかし、①入会権等は、慣習上の権利であるため、登記できず実質の土地所有者が不明確であること  
②入会林野等は、総有的所有関係の下にあるため、個人による処分利用が制限されること  
から、現状のままでは新たな土地利用が著しく困難

↓  
権利関係の明確化

入会権を消滅させ所有権等へ転換  
「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」  
の制定（昭和 41 年 7 月 9 日法律第 126 号）

↓  
土地の有効利用

↓  
農林業経営の健全な発展

## 2 入会林野等整備の状況

(1) 入会林野近代化法制定当時は、185万ha存在した入会林野等は、自主整備を含め89万ha整備されている。

その結果、96万haの面積が残存していることとなっているが、令和元年度に実施した調査(整備意思確認調査)で確認された入会林野等の残面積は45万haとなっている。

【内訳】整備着手面積：10万ha、整備未着手面積：35万ha)

### ○ 入会林野面積(185万ha)の規模別(10ha以上)の内訳

(単位:千ha)

区分	総数	10~50ha	50~100ha	100~200ha	200ha以上
山林	1,416	301	196	209	710
原野	430	91	59	64	216
計	1,846	392	255	273	926
割合(%)	100	21	14	15	50

注) 1 「山林」は、1960年世界農林業センサスによる。

2 「原野」は、昭和30年公有林野調査による。

### (参考)

慣行共有面積(全体)	1,579,737ha
原野(全体)	451,280ha
計	2,031,017ha

(2)これまでの入会林野近代化法に基づく整備実績は、都道府県が作成する「入会林野等整備計画」に沿って整備を進めてきた結果、昭和42年から令和3年度までに58万ha(6,771件)が整備された。

内訳は、第1期整備計画では、32万ha、第2期整備計画で18万ha、第3期整備計画で5万ha、第4期整備計画で2万ha、第5期整備計画で0.5万ha、第6期整備計画で0.4万ha、第7期整備計画で0.4万haとなっており、昭和49年度の5万3千ha(514件)をピークに減少している。

近年は、認可の件数も数件程度に留まっており、減少が顕著となっている。

なお、入会林野等整備計画は、第4期までは10年間を一期間としてきたが、第5期からは、効果的な検証を行うため、5年間を一期として整備を進めている。

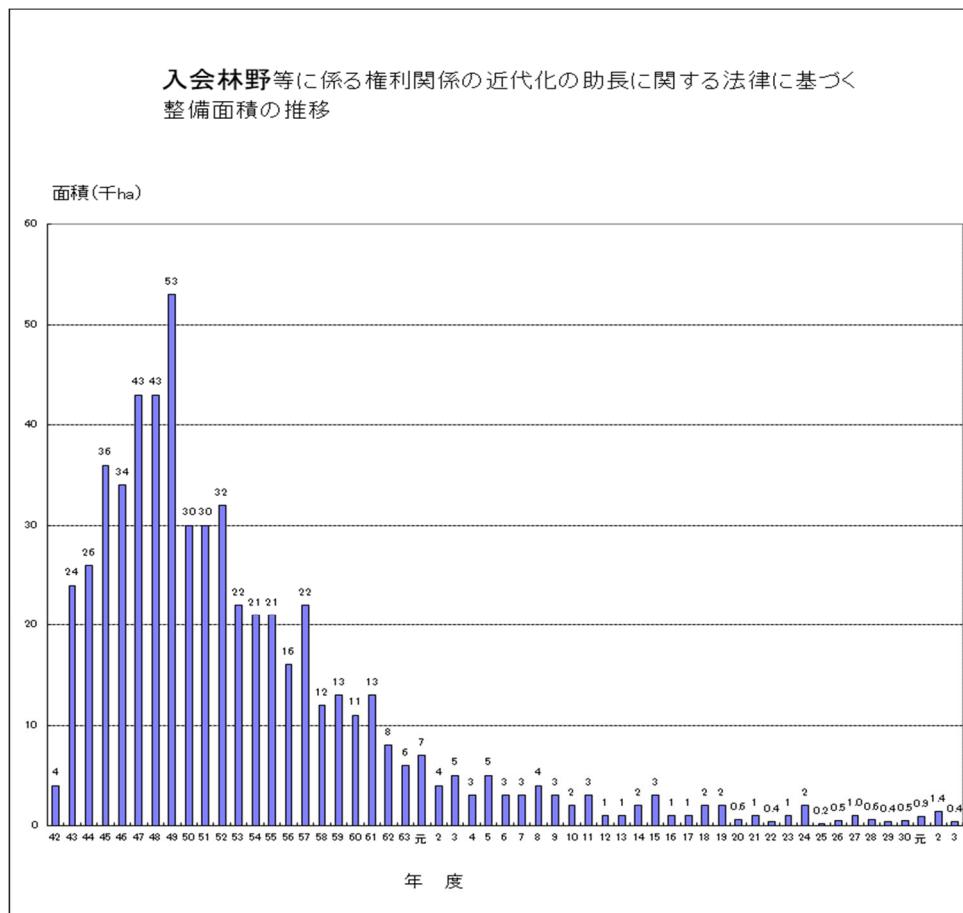
### ○ 入会林野等の整備状況(期別)

整備計画期別 (年度)	近代化法に基づく整備			自主整備		計	
	件数	面積(万ha)	%	面積(万ha)	面積(万ha)	面積(万ha)	%
第1期(S42~51)	3,365	32	55	28	60	60	67
第2期(S52~61)	2,224	18	31	1	21	21	21
第3期(S62~H8)	747	5	8	0	5	5	6
第4期(H9~H18)	273	2	3	2	4	4	4
第5期(H19~23)	67	0.5	1	不明	0.5	0.5	1
第6期(H24~28)	45	0.4	1	不明	0.4	0.4	0
第7期(H29~R3)	50	0.4	1	不明	0.4	0.4	0
計	6,771	58	100	31	89	89	100

(3) 第1期及び第2期整備計画(S42～S61)における整備面積の合計は、50万haとなっており、整備実績全体の86%を占めている。昭和62年度からは漸減傾向が続いている。直近の過去10年間では整備面積が千haにも満たない年度もあり、低調となっている。

原因としては、入会集団の世代交代による後継者不足、林業不振、整備後の経営形態の一つである生産森林組合の経営の悪化等による入会林野整備への意欲の弱まり等が考えられる。

(参考)



(4) 整備後の経営形態は、協業経営に移行したものと共有経営に移行したものを合わせると、面積比で約60%を占めており、残り約40%が個別経営となっている。

協業経営の具体的な形態では、生産森林組合が全体の52%を占め、入会林野整備後の受け皿となっている。

一般に、整備の方向としては、整備前の土地利用形態が整備後の経営形態に大きく影響し、共同・直轄利用していたものが協同経営へ、分割利用していたものが個別経営へ移行する傾向が強く、近年では個別経営の割合が増加する傾向にあるが、これは、個人の私的土地位所有意識の強まりや生産森林組合の経営悪化によるものと考えられる。

#### ○ 整備後の経営形態の内訳（令和3年度末累計）

区分	実数				比率	
	経営体数	構成員数 (人)	面積 (ha)	経営体当たり面積(ha)	構成員 (%)	面積 (%)
総数	162,942	477,768	584,317	3.6	100.0	100.0
法人 協業 経営	計	3,154	273,183	310,552	98.5	57.2
	生産森林組合	3,046	266,509	303,124	99.5	55.8
	農事組合法人	95	5,911	5,914	62.3	1.2
	その他法人	13	763	1,514	116.5	0.2
共有経営	1,257	46,054	32,264	25.7	9.6	5.5
個別経営	158,531	151,531	241,501	1.5	33.2	41.3

注) 1 法人形態による協業経営の「その他法人」は、一般社団法人、有限会社及び社団法人などである。

2 同一の権利者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員数は権利取得者と一致しない。

#### ○ 整備期別の経営形態別整備面積（昭和42～令和3年度）

(単位：上段〔面積：千ha〕、下段〔比率：%〕)

整備期 (期間)	法人協業経営+共有経営				個別経営	合計		
	法人協業経営		共有 経営	計				
	生産森林組合	農事組合法人等						
第1期整備実績 (S42～S51)	188 59%	3 1%	191 60%	13 4%	204 64%	116 36%		
第2期整備実績 (S52～61)	90 49%	3 1%	92 50%	12 6%	104 57%	79 43%		
第3期整備実績 (S62～H8)	18 37%	0.3 1%	18 37%	4 8%	23 46%	26 54%		
第4期整備実績 (H9～H18)	5 25%	0.7 3%	5 28%	2 8%	7 36%	13 64%		
第5期整備実績 (H19～H23)	0.8 18%	0 -	0.8 18%	0.6 13%	1 31%	3 69%		
第6期整備実績 (H23～H28)	0.3 8%	0 -	0.3 8%	2 43%	2 51%	2 49%		
第7期整備実績 (H29～R3)	1.1 30%	0.1 2%	1.1 32%	0.2 5%	1.3 37%	2.2 63%		
計	303 52%	7 1%	311 53%	32 6%	343 59%	242 41%		
						584 100%		

### 3 入会林野等整備後の状況

(1) 入会林野等の整備後は、人工林として整備されたものが 46%となつておき、面積別では 98%が林業目的、2%が農業目的で利用されている。

(2) 生産森林組合は、2,693 組合（R3.3.31 現在）が設立登記されているが、入会林野近代化法に基づき整備された組合は、1,593（約 8割：調査票提出組合数 2,015 組合中）あり、入会林野等を整備し協業経営を行うために設立した組合が多く存在する。

令和 2 年度の森林組合統計によると、事業損益で利益を計上している組合が 262（15%）、損失を計上している組合が 1,439（85%）となっており、入会林野近代化法を契機に設立された生産森林組合においても経営上厳しい状況にあることが想像される。

#### ○ 人工林率

区分	昭和 42 年	平成 11 年	平成 28 年
人工林率（平均）	29%	46%	46%

注) 1 「昭和 42 年」は法制定当時の入会林野未整備地の人工林率（1960 年農林業センサスによる。）

2 「平成 11 年」は整備後の入会林野の人工林率（業務調査による。）

3 「平成 28 年」は民有林全体の人工林率（森林・林業統計要覧による。）

#### ○ 整備後の利用目的別

区分	林業	農業	その他	合計
令和 3 年度末累計面積 (比率)	571 千 ha (97.7%)	11 千 ha (2.0%)	2 千 ha (0.3%)	584 千 ha (100%)

#### ○ 生産森林組合の経営状況

##### [事業損益]

事業損失計上	事業利益計上	計
1,439 組合 (85%)	262 組合 (15%)	1,701 組合 (100%)
平均▲102 万円	平均 143 万円	平均▲64 万円

##### [経常損益]

経常損失計上	経常利益計上	計
862 組合 (50%)	866 組合 (50%)	1,728 組合 (100%)
平均▲50 万円	平均 109 万円	平均 30 万円

##### [当期剰余金]

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
1,058 組合 (61%)	672 組合 (39%)	1,730 組合 (100%)
平均▲45 万円	平均 125 万円	平均 21 万円

注) 1 資料は、林野庁「令和 2 年度森林組合統計」

2 調査票に回答のあった組合についての数値

#### 4 入会林野等整備の評価

(1) 整備の対象面積の近代化法制定時の 185 万 ha に対して、第 1 期から第 7 期整備計画（R3まで）で、近代化法に基づく整備 58 万 ha、自主整備 31 万 ha、合計 89 万 ha を整備。

(2) 平成 3 年度から平成 5 年度にかけて全県を対象に行った「入会林野等整備現況調査」の調査結果で、入会林野等面積のうち、50 万 ha は不明分として確認し、平成 9 年度から不明分を整備対象外として実施している。

したがって、整備残面積の 96 万 ha から不明分及びその他を除いた 45 万 ha が整備対象となる。

(3) 整備対象の 45 万 ha について、令和 4 年の整備意思確認調査によると次のとおり。

・整備着手分は、10 万 ha (1,177 集団) あるが、入会権者の確認や合意形成が困難、整備意思がない等の理由により打切った、打ち切った（予定）ものが 8 万 ha (1,031 集団) ある。

・整備未着手分の 35 万 ha (7,066 集団) のうち、整備意思がある集団数は 35 集団（面積 0.4 万 ha）。

整備意思が無い集団数は 5,803 (面積 34 万 ha)、その主な理由として、権利者不明・複雑化、入会集団のままで管理されている等があげられている。

・整備着手分のうち継続中のもの 1.2 万 ha (211 集団) や、整備未着手分のうちの整備意思があるもの 0.4 万 ha (35 集団) については、整備が進展する可能性が見込まれるといえるが、課題として、入会権者の合意形成や境界確定があげられる。

(4) 今後、これらの整備が期待できるものについては、森林経営管理制度の活用等も含め課題の解決に向けた取組を進めていく必要がある。

#### ○ 入会林野等整備意思状況（直近 5 年）

	H28年		H29年		H30年		R元年		R4年	
	集団数	面積(千ha)								
整備着手分	1,207	100	1,202	100	1,193	98	1,188	98	1,177	97
継続	222	20	232	23	221	22	211	21	146	12
打切(予定)	985	80	970	77	972	77	977	76	1,031	84
整備未着手分	7,074	353	7,074	354	7,065	353	7,065	353	7,066	353
整備意思 有	83	8	54	5	48	5	47	5	35	4
整備意思 無	6,942	341	6,971	344	6,968	343	6,969	344	5,803	342
その他(不明分等)	49	5	49	5	49	5	49	5	1,228	7
計	8,281	453	8,276	454	8,258	451	8,253	451	8,243	450